【表紙】

 【提出書類】
 臨時報告書

 【提出先】
 関東財務局長

 平成25年4月2日
 令人株式会社

 【英訳名】
 TEIJIN LIMITED

【電話番号】 該当事項はありません。 【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

(上記は登記上の本店所在地であり、主たる本店業務は下記において行っています。)

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号(霞が関コモンゲート西館内)

【電話番号】東京(03)3506-4830【事務連絡者氏名】経理部長 小川 英次【縦覧に供する場所】帝人株式会社東京本社

(東京都千代田区霞が関三丁目2番1号(霞が関コモンゲート西館内))

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【提出理由】

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日 平成25年3月29日

(2) 当該事象の内容

高機能繊維・複合材料事業(炭素繊維分野)に係るのれんの減損損失

当該のれんは、主として平成19年に連結子会社である東邦テナックス㈱を株式交換にて当社の100%子会社化した際に生じたものですが、その後の金融危機と世界同時不況以降長期化する景気低迷、またスポーツ・レジャー用途を中心とした競合激化の状況を踏まえ、将来キャッシュ・フロー予測に基づく回収可能性を慎重に検討した結果、当該のれんの未償却残について約170億円の減損処理を行う方針です。

ヘルスケア事業に係るのれん等の減損損失

米国で在宅医療事業を営む連結子会社Braden Partners L.P.を平成20年に買収した際に生じたのれん等の未償却 残高の一部約50億円を減損処理する方針です。米国での医療制度改革に伴い、保険価格が大幅に引き下げられたこと等の環境変化により、買収時に想定した収益性が見込めなくなったため、減損処理を行うものです。

その他高機能繊維・複合材料事業に係る固定資産の減損損失等

上記 に関連した、炭素繊維分野に係る工場の固定資産の一部の減損損失や、平成23年の洪水により被災したタイ国子会社の工場の固定資産の一部等の減損損失が主な内容です。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

平成25年3月期において、下記のとおり特別損失を計上します。

高機能繊維・複合材料事業(炭素繊維分野)に係るのれんの減損損失	170億円
ヘルスケア事業に係るのれん等の減損損失	50億円
その他高機能繊維・複合材料事業に係る固定資産の減損損失等	70億円
合計	290億円